

## 「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に関する留意事項

※パブリックコメントに意見を提出いただく前に、必ず御一読ください。

### 〈ダウンロード違法化の効果について〉

- ダウンロード違法化に関して、「ストリーミング型（オンラインリーディング型）の海賊版サイトの視聴・閲覧が違法にならないため、政策的に効果がない」という主張がありますが、ダウンロード型の海賊版サイト等も多数存在しており、それらのサイトによる被害の拡大を防止するための措置として一定の効果が見込めるものです。
- 海賊版サイト等に様々な種類のものが存在している以上、様々な手法を組み合わせ合わせて総合的に対策を講じていく必要があります、ダウンロード違法化についても、その手法の一つとして有効かつ重要なものだと考えています。特定の海賊版サイトに効果がないことをもって、政策自体の効果が否定されることにはなりませんので、誤解のないようにお願いします。

### 〈ダウンロード違法化の対象・要件について〉

- 本中間まとめに従って法整備を行うとすると、「①著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製を、②その事実を知りながら行う場合、③私的使用目的の権利制限規定の適用が除外され（民事措置の対象となり得る）、④更に、対象著作物が有償で公衆に提供・提示されているものの場合には刑事罰（親告罪）の対象となり得る」こととなります。
- それぞれの要件について、特に以下の点に留意して頂くようお願いします。

#### ①著作権を侵害する自動公衆を受信して行うデジタル方式の複製

- ・ 違法化されるのは、あくまで意図的・積極的なダウンロード（複製）行為であり、単に視聴・閲覧する行為は違法となりません。また、視聴・閲覧に伴うキャッシュやプログレッシブダウンロードについても、著作権法第47条の8（平成30年改正後は第47条の4第1項）により適法となります。

- ・ 「自動公衆送信」とは、不特定又は特定多数の者に対するインターネット送信等を指すものであり、例えば、特定少数者間でのメール送信や、個人が使用するクラウドロッカーからの送信等は含まれません。したがって、これらをもとにダウンロードを行っても違法となりません。
- ・ 「自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製」のみが対象となりますので、ウェブサイトに掲載されたテキスト・画像をプリントアウトする行為や、そこでプリントアウトされたものを更にPDF化してコンピュータに保存する行為は違法とはなりません。
- ・ 「複製」とは、手段を問わず著作物を有形的に再製することを指すものですので、右クリックによる保存のほか、スクリーンショット等も対象に含まれます。

## ②その事実を知りながら行う場合

- ・ 著作権を侵害してアップロードされたものだという事実を「確定的に知っている場合」にのみ、ダウンロードは違法となります。「違法か適法か判断がつかなかった」、「通常であれば、違法だと当然に知っているべき状況だったが、本人は知らなかった」等の場合には、違法となりません。
- ・ なお、本中間まとめでは、その考え方をより明確化するため、法律上の主観要件の規定の仕方を見直すことを含め、厳格な解釈・運用、ユーザーの不安解消のために必要な措置を検討すべきとされています。

## ③私的使用目的の権利制限規定の適用が除外（民事措置の対象となり得る）

- ・ 今回の措置はあくまで私的使用目的の権利制限規定（著作権法第30条）の適用を除外するものであり、例えば、他の権利制限規定に該当する場合には、そのダウンロード行為は適法となります。
- ・ 民事措置としては、差止請求（今後ダウンロードをしないこと、既にダウンロードしたファイルを破棄することなどを求めるもの）及び損害賠償請求（ダウンロードにより生じた損害の賠償を求めるもの）を指すものです。
- ・ なお、「①著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製を、②その事実を知りながら行う場合」に該当することは、権利者側が主張・立証することとなります。

#### ④刑事罰（親告罪）

- ・ いわゆるT P P 1 1 整備法により、著作権等侵害罪の一部非親告罪化が行われることとなっていますが、音楽・映像のダウンロード違法化に係る刑事罰は、その対象となっておらず、全て親告罪のままです。本中間まとめでは、対象範囲の拡大に当たっても、当然、全て親告罪のまま維持することが適当とされています。
- ・ なお、既に刑事罰化がされている音楽・映像のダウンロードに関して、実際に刑事罰が科された例はありません。また、本中間まとめでは、対象範囲の拡大に当たっても、刑事当局において慎重な配慮・対応を行うことが望まれるとされています。